

家族信託編

家族信託_⑬ ～信託の終了～

(毎回の事例とテーマは関連がありません)

2025.4. 17

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

家族信託⑬ ～信託の終了～

長い期間、続く信託もいつかは終了するのですよね。



はい、信託法上に定めてある事由と、信託契約上で定める終了事由があります。



たとえばどういうことでしょうか。



分かりやすいのは、信託設定後30年を経過した後に受益権を取得した受益者が死亡したり、受託者が1年以上不在、受託者＝受益者の状態が1年継続した場合があります。



そもそも信託設定の目的を達成したり、全く達成できない事由が生じた場合はどうなりますか。



いい質問ですね。そういう場合も信託が終了します。それぞれ継続に意味がありません。その他、信託契約書上で終了事由を定めておくこともできます。明確に時期が確定できることが必要です。



家族信託⑬ ～信託の終了～

たとえばどういう場合なのでしょうか。



受益者がある一定年齢（例えば30歳）に到達した時や、受益者死亡時、委託者の認知症対策だけなら委託者の死亡を終了事由にすることもできます。



それぞれの事由はやはり信託設定の目的を意識して文言化するんですね。



そういうことです。ですから信託設定の目的を反映した開始時期（認知症発症の時などのあいまいな時期の指定は避けた方がよいでしょう）と終了時期を意識して文言化します。



信託が終了したらどうなるのですか。



受託者から清算受託者に業務が引き継がれます。通常は受託者がそのまま清算受託者になる場合が多いようです。現務の決了と、債権債務の清算、そして残余財産を帰属権利者に分配して終了になります。設定する時は終了のイメージも持って（想像）設定した方がよいと思います。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 信託の終了する場合、信託の目的を達成した、又は達成できなくなった、ある事由を契約書上、定めるなどがあります。
- ✓ 信託法上、一定の事由を定めています。受託者が不在のまま1年経過したり、契約開始から30年を超えて新たに受益権を取得した受益者が死亡するなどがあります。
- ✓ 信託終了時、受託者がそのまま清算受託者に就任することが多いです。清算受託者は、現務の決了し、信託財産に属する債権の取り立て、債務の弁済をし残余財産を残余財産の帰属権利者に分配します。

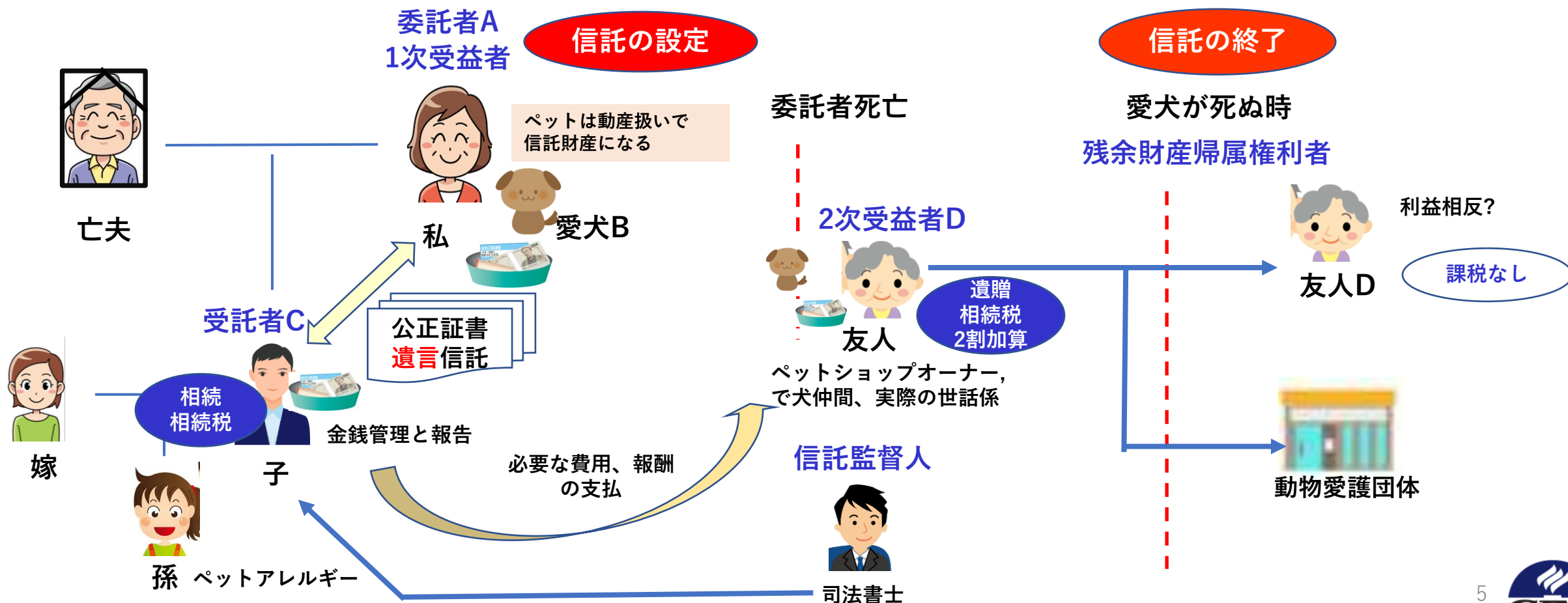
事例12 自分の死後、ペットの面倒をみてほしい

設定の背景、想い

目的：私の生存中の財産管理と監護と、私亡き後のペットの世話を誰かにお願いしたい。

◆私（妻）は夫を亡くし、愛犬と暮らしているが、自分が認知症になった時のペットの世話が心配。

◆頼れる親戚も近くにいないので、友人のペットショップのオーナーに世話をお願いしたい。



信託はどのような時に終了するのか？

信託法91, 163, 164①、165①、166①に規定されており、「いつ」「いかなる事由」で終了するのか一見してわかり、信託の期間と終了事由が一致していることが必要。

	終了事由	補足、対応等
1	委託者及び受益者が合意したとき	別段の定めがあればそれに従う
2	信託行為（契約書や遺言信託等）において定めた事由が生じたとき	「受益者30歳に到達時」「受益者死亡時」等、客観的な事象にする。受益者が認知症になった時は医師2名の診断が必要とか。
3	信託の目的を達成したとき、又は達成することができなくなったとき	信託の設定目的からして当然の帰結
4	受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続したとき	実質、受託者＝受益者となり完全所有権になるため。1年未満の短期間なら終了しない
5	受託者が欠けた場合で、新受託者が就任しない状態が1年間継続したとき	受託者がいないと信託財産が目的に従って管理、処分できないため。受託者の認知症、死亡に備え2次受託者を契約上で定めておくことが望ましい
6	最初の信託開始から30年を経過後に新たに受益権を取得した受益者が死亡したとき	承継回数の制限はないが、“30年”の制限がある生まれていない孫を受益者とすることもできる
7	信託財産費用等の償還等に不足している場合において、受託者が一定の規定により信託を終了させたとき	設定時に受託者への報酬や、期間を検討し、必要な財産を信託する

信託はどのような時に終了するのか？

信託法91, 163, 164①、165①、166①に規定されており、「いつ」「いかなる事由」で終了するのか一見してわかり、信託の期間と終了事由が一致していることが必要。

	終了事由	補足、対応等
8	信託が併合されたとき	
9	特別の事情による信託の終了を命ずる裁判等があったとき	
10	信託財産について破産手続開始の決定があったとき	非上場株式を想定している
11	委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、信託契約の解除がされたとき	委託者適格は、民法の行為能力、遺言能力（15歳以上）が必要。委託者が制限行為能力者であれば、信託契約、遺言、自己信託は取り消し得る行為になる
12	不法目的で信託がされた場合等において、利害関係人の申したてにより、裁判所が公益確保のため信託の終了を命じたとき	

信託終了時の清算業務は誰がするのですか？

「受託者」から「清算受託者」に引き継ぐが、実質、同一人物になる場合が多い。

受託者

例) 長男

信託の終了



清算受託者

例) 長男

(不動産売却権限付与が便利)

例) 法律専門職

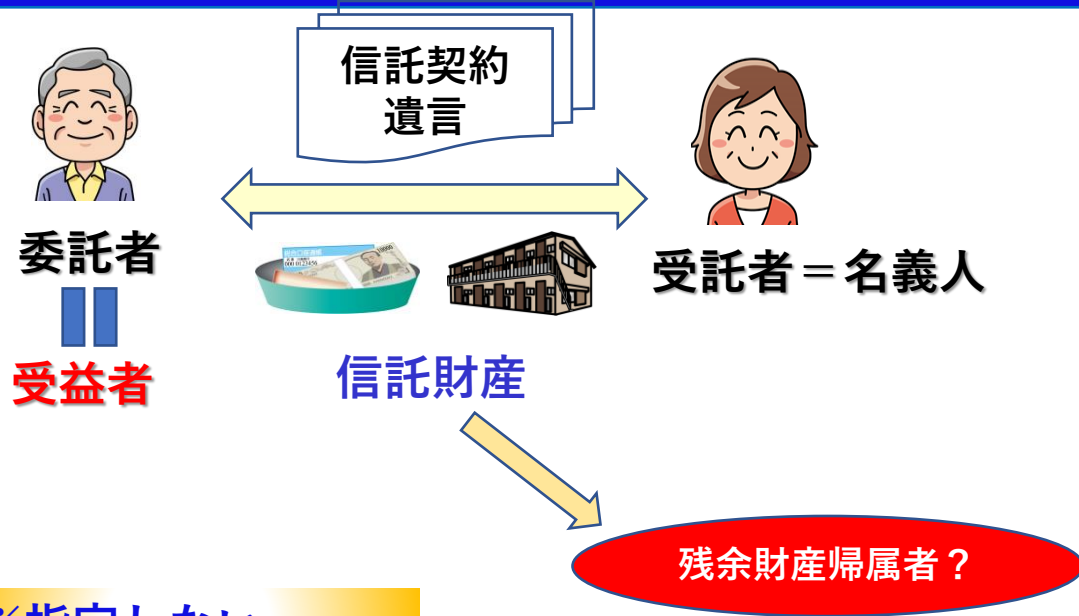
(弁護士、司法書士、行政書士)

1. 信託の目的達成、目的が達成できなくなった時
2. 受託者が受益者の固有財産として1年間継続
3. 受託者が1年間いない状態の継続
4. 信託の終了を命ずる判決
5. 信託財産に破産手続開始の決定や契約の解除があった時
6. 信託行為（契約や遺言信託）に定めた事由の発生

1. 現務の決了
2. 信託財産に属する債権の取り立て、
債務の弁済 (先)
3. 受益権者の債務の弁済
4. 残余財産の給付 (後)

残余財産の帰属権利者って誰になるのか？

信託が①「死亡終了型」か②「合意終了型」に分けて考える。
帰属権利者の共有を避けるため、個別に資産を帰属させるか、代償金を支払う調整もある。



※指定しない

信託の組成中で、決めれない緊急な事態では
信託終了時の受益者の法定相続人間で協議の
上決める。

①「死亡終了型」

信託契約で帰属権利者を**設定**しておく。
遺言書と同じ機能なので、**遺言代用信託**になる。



妻へ



長男へ

②「合意終了型」

受益者と受託者の合意
終了時の受益者に帰属させる。
受益者以外にするとその人にみなし贈与課税がある

③信託法の規定（信託法182条）

第一順位：**契約上で定めた者**



不在、権利放棄、帰属権利者が死亡

第二順位：**委託者、その相続人、一般承継人**とみなす



不在、権利放棄

第三順位：**清算受託者**

Thinking time !

信託の終了事由を法律上、契約上確認します。

法律上の終了

- ・ 例えばどのようなことがありますか。
- ・ 法律上に終了事由を定めているのはどうしてでしょうか。



契約上の終了

- ・ 契約上の終了事由の例示をあげてみてください。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

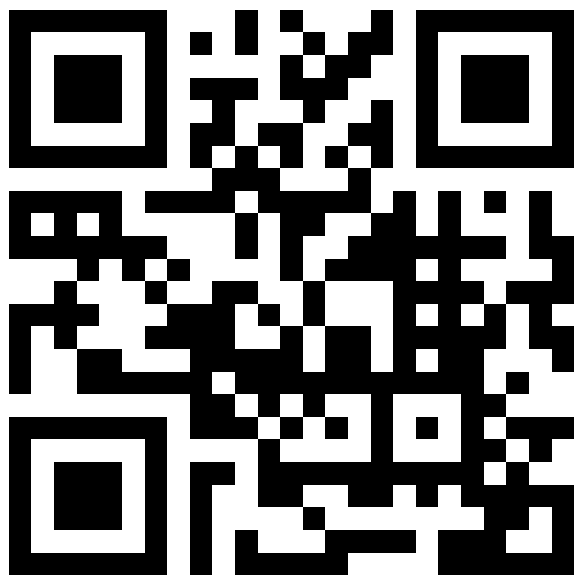
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

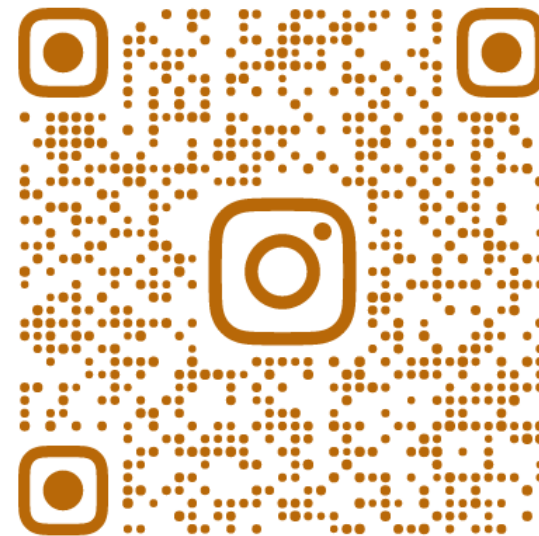
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN